

ハローズ善通寺店 (No.1147)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 5 月 24 日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 3 年 12 月 28 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ハローズ善通寺店
善通寺市生野町 828 番地 2 外
- 3 法第 8 条第 1 項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - ・都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可のとおり施工してください。
 - ・善通寺市公害防止条例に基づく騒音等の規制基準について、施設建設工事着手日の 30 日前までに事前協議をしてください。
 - ・騒音等について、周辺住民から苦情等が出た場合は真摯に対応し、解決に努める ようお願いします。
 - ・周辺地域の交通量の増加が予想されますので、登下校時に交通整理を行うなど、生徒の安全確保をお願いしたい。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課
縦覧期間： 令和 4 年 5 月 24 日から令和 4 年 6 月 24 日まで